

インストラクター検定規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第2章第5条(4)項及び第3章第6条及び第7条に基づき、インラインスキーインストラクターの育成・指導及び検定を行うためにこれを定める。

2. 検定会実施内容

Top Instructor、Advance Instructor、First Instructorのすべてのインストラクター検定会を以下のように定める。

(1) 検定内容

検定は、基礎理論(アナリシス含む)、実技の総合判定とする。

(2) 実施

毎年1回以上、連盟または、教育部が認めた団体の主催で実施する。開催時期、開催場所は、年度初めの事業計画にて明示する。

(3) 検定員

会長から委嘱された、スーパーバイザー、Super Examiner及びExaminerがこれに当たる。

イ. Top Instructor : スーパーバイザーまたはSuper Examiner。

ロ. Advance Instructor : スーパーバイザー、Super Examiner及びExaminer。

ハ. First Instructor : スーパーバイザー、Super Examiner及びExaminer。

(4) 会期

イ. 原則として、基礎理論検定と実技検定を同会期(1日間)に実施する。

ロ. 実施計画の詳細については、受検者数、天候状況、その他特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(5) 受検資格

受検をする年の4月1日現在、満20歳以上(高校在学者は除く)の者で、各レベルの「集合講習(1日間)」を終了している者及び各項に該当する資格を有する者(資格停止者を除く)。

イ. Top Instructor : Advance Instructor及びExaminerを取得している者。

ロ. Advance Instructor : First Instructorを取得している者。

ハ. First Instructor : ブレードテストのBlade1以上を取得している連盟登録会員。

(6) 受検手続

イ. 所定の申込書をメール、ファックス、電話または郵送にて連盟に請求する。

ロ. 所定の申込書(写真<所定の箇所>を含む)をメールまたは郵送にて送付する。

ハ. 受検料を振込または現金書留にて納付する。

ニ. 受検料の有効期間は、申込日より1年以内とする。ただし、理由の如何を問わず受検料の払い戻しはしない。

(7) 受検料

下記の受検料(すべて消費税込)を検定申込み時に納付しなければならない。

イ. Top Instructor : ￥8000

ロ. Advance Instructor : ￥7000

ハ. First Instructor : ￥6000

(8) 合格の手続

イ. 合格者は、合格発表時に資格認定料を納付しなければならない。ただし、事情のある場合は、発表後30日以内に限り、納付期限を延ばすことができる。

ロ. 会長は、合格した者に認定証及び会員証を交付する。

(9) 資格認定料

イ. Top Instructor : ￥8000

ロ. Advance Instructor : ￥7000

ハ. First Instructor : ￥6000

(10) 再受検

イ. 基礎理論、実技それぞれ合格点に達しない科目の再受験ができる。

ロ. 再受検の有効期限は初受検年を入れ3年とする。ただし、そのつど該当するレベルの受検料をあらたに全額納入しなければならない。

ハ. 「集合講習」の有効期限が過ぎている場合は、再受検の前に、再度「集合講習」を受ける必要がある。

(11) 結果の手続

イ. 教育部が認めた検定会主催団体は、検定実施の結果を所定の報告書に記入の上、検定委員長に報告する。

ロ. 検定委員長は、検定実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。

ハ. 教育部長は、検定の結果を、理事会に報告する。

(12) 受検料と認定料の納付

教育部が認めた検定会主催団体は、受検料の一部と認定料を連盟に1週間以内に納付しなければならない。期限内に納付が出来ない場合は、事前にその旨を連絡する。

イ. 受検料: 1人参加につき¥3000

ロ. 認定料: 全額

3. 集合講習

インストラクター検定を受検するための条件として、検定前に受講しなければならない受検するレベルの集合講習を以下のように定める。

(1) 実施

毎年1回以上、連盟または、教育部が認めた団体の主催で実施する。開催時期、開催場所は、年度初めの事業計画にて明示する。

(2) 集合講習講師

会長から委嘱された、スーパーバイザー、Super Examiner及びExaminerがこれに当たる。

イ. Top Instructor集合講習 : スーパーバイザーまたはSuper Examiner。

ロ. Advance Instructor集合講習 : スーパーバイザー、Super ExaminerまたはExaminer。

ハ. First Instructor集合講習 : スーパーバイザー、Super ExaminerまたはExaminer。

(3) 会期

イ. 原則として、検定会開催日前日(1日間)に実施する。

ロ. 実施計画の詳細については、受検者数、天候状況、その他特別の事情があるときは、これを変更することができる。

(4) 集合講習実施要綱

集合講習実施要綱は別に定める。

(5) 受講資格

イ. 受検をする年の4月1日現在、満20歳以上(高校在学者は除く)の者(資格停止者を除く)。

ロ. Top Instructor集合講習 : Advance Instructor及びExaminerを取得している者。

ハ. Advance Instructor集合講習 : First Instructorを取得している者。

ニ. First Instructor集合講習 : ブレードテストのBlade1以上を取得している連盟登録会員。

(6) 受講手続

イ. 所定の申込書をメール、ファックス、電話または郵送にて連盟に請求する。

ロ. 所定の申込書(写真<所定の箇所>を含む)をメールまたは郵送にて送付する。

ハ. 集合講習料を振込または現金書留にて納付する。

ニ. 集合講習料の有効期間は、申込日より1年以内とする。ただし、理由の如何を問わず集合講習料の払い戻しはしない。

ホ. 再受講の場合も、上記と同じ手続を行う。

(7) 集合講習料

下記の集合講習料(すべて消費税込)を受講申込み時に納付しなければならない。

イ. Top Instructor集合講習 : ¥7000

ロ. Advance Instructor集合講習 : ¥7000

ハ. First Instructor集合講習 : ¥7000

(8) 集合講習有効年数

受講の日から、2年間有効とする。

(9) 結果の手続

イ. 教育部が認めた集合講習主催団体は、集合講習実施の結果を所定の報告書に記入の上、検定委員長に報告する。

ロ. 検定委員長は、集合講習実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。

ハ. 教育部長は、集合講習の結果を、理事会に報告する。

(10) 集合講習料の納付

教育部が認めた集合講習主催団体は、集合講習料の一部を連盟に1週間以内に納付しなければならない。期限内に納付が出来ない場合は、事前にその旨を連絡する。

イ. 集合講習料: 1人参加につき¥3000

4. 検定会実施要綱及び基準

Top Instructor、Advance Instructor、First Instructorのすべてのインストラクター検定会実施要綱と基準を以下のように定める。

(1) **First Instructor**検定会

イ. 基礎理論<3>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- インラインスキーの用具の取り扱いと安全マナー
- ブレードテスト(B1~3)開催に関する事項と目合わせ
- アナリシスによるインラインスキーの技術論・指導法

ロ. 実技<5>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- スケーティング
- 外脚グライディング
- パラレルターン
- フリー滑降
- パイロンスラローム

ハ. 採点基準

●スケーティング

- ・ ストライド3: インエッジからアウトエッジへの荷重によるスケーティング。

●外脚グライディング(4~6回転)

- ・ 外脚でのグライディング操作。
- ・ スピードコントロール(制動要素)。
- ・ ワイドスタンスによるバランス保持。

●パラレルターン(4~6回転)

- ・ 斜面に合わせたターン弧、スピードの調整。
- ・ グライディングによるターン運動。
- ・ ニュートラルポジションからのターン始動。

●フリー滑降

- ・ 両脚の積極的なグライディング操作。
- ・ 状況・条件に合わせたリズム変化。
- ・ 滑らかな連続運動。

●パイロンスラローム(1.5m間隔・10個・ストレート)

- ・ 両脚によるグランディングターン。
- ・ リズミカルな運動の中でのバランス保持。

ニ. 採点方法

会長が委嘱した2名の検定員によって採点し、2名の平均点とする。採点は各々100点満点とする。

ホ. 合否

基礎理論のすべての科目及び、実技のすべての種目において、80点以上を合格とし、すべての科目及び種目において合格点を取るにより合格となる。

(2) **Advance Instructor**検定会

イ. 基礎理論<3>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- インラインスキーの用具と技術
- ブレードテスト(BP)開催に関する事項と目合わせ及び事前講習会内容
- アナリシスによるインラインスキーの技術論・指導法

ロ. 実技<5>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- スケーティング
- 内脚グライディング
- パラレルターン
- フリー滑降
- アルペンスラローム (条件により変更あり)

ハ. 採点基準

●スケーティング

- ・ ストライド3: インエッジからアウトエッジへの荷重によるスケーティング。

- 内脚グライディング(4~6回転)
 - ・ 重心移動による内脚グライディング。
 - ・ ニュートラルポジションからのターン始動。
- パラレルターン(4~6回転)
 - ・ 斜面に合わせたターン弧・スピードの調整。
 - ・ グライディングによるターン運動。
 - ・ ニュートラルポジションの表現。
- フリー滑降
 - ・ 両脚の積極的なグライディング操作。
 - ・ 滑らかな連続運動。
 - ・ リズム変化の表現力。
- アルペンスラローム(インターバル:INSAアルペン競技規則に準ずる/旗門数:10旗門以上)
 - ・ 規制された中でのターン弧の調整。
 - ・ リズム変化への対応力。

二. 採点方法

会長が委嘱した2名の検定員によって採点し、2名の平均点とする。採点は各々100点満点とする。

ホ. 合否

基礎理論のすべての科目及び、実技のすべての種目において、85点以上を合格とし、すべての科目及び種目において合格点を取ることで合格となる。

(3) Top Instructor検定会

イ. 基礎理論<3>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- インラインスキーの安全管理と普及・研究
- ブレードテスト(BM)開催に関する事項と目合わせ及び事前講習内容
- アナリシスによるインラインスキーの技術論・指導法

ロ. 実技<4>

検定科目は次の通りとする。ただし、事情により変更することができる。

- スケーティング
- グライディングターン(外脚~内脚展開)
- パラレルターン
- フリー滑降

ハ. 採点基準

●スケーティング

・ ストライド3: インエッジからアウトエッジへの荷重によるスケーティング。

●グライディングターン(外脚~内脚展開)(4~6回転)

- ・ 外脚でのスピードコントロールグライディングから重心移動による内脚グライディング。
- ・ 明確な操作の変化。

●パラレルターン(4~6回転)

- ・ 斜面に合わせたターン弧・スピードの調整。
- ・ グライディングによるターン運動。
- ・ ニュートラルポジションの表現。

●フリー滑降

- ・ 両脚の積極的なグライディング操作。
- ・ 滑らかな連続運動。
- ・ リズム変化の表現力。

二. 採点方法

会長が委嘱した2名の検定員によって採点し、2名の平均点とする。採点は各々100点満点とする。

ホ. 合否

基礎理論のすべての科目及び、実技のすべての種目において、90点以上を合格とし、すべての科目及び種目において合格点を取ることで合格となる。

(4) 実施の条件

イ. すべてのレベルの斜面条件は、下記の通りとする。

- 安全に滑走することができる長さや幅を設定する。約長さ100m×幅15mくらいが望ましい。

- 安全に滑走できる傾斜を設定する。0～7%くらいが望ましい。
 - 安全に停止することができる場所を設定する。停止場所が平坦であることが望ましい。
 - がたつきの少ない、危険のない路面を設定する。
- ロ. 検定は、申込みの種類に対してのみ行う。
- ハ. 各レベルの検定実施に際しては、1名以上の適任と思われる前走者を用意し、種目ごとに前走を行うものとする。
- ニ. 検定種目の順序は、検定員が決定し、検定前に受検者へ明示しなければならない。
- ホ. 滑走順は、検定員が決定し、検定前に受検者へ明示しなければならない。